

医療費に関心を持ちましょう

問健康保険課 ☎52-5809

健康は、日常生活の基盤です。町民一人ひとりが健康意識を高め、医療費の抑制につなげましょう。

○国民健康保険に加入されている人へ

国民健康保険は、加入者の皆さんで支え合う医療制度です。

人は誰でも病気になったり、怪我をしたりすることがあります。

そんなとき、安心して医療を受けられるよう、加入者の皆さんが保険税を出し合い、いざというときにお互いに助け合う制度が、国民健康保険です。

皆さんが安心して医療などが受けられるよう重要な役割を担っている国民健康保険ですが、急速に進む高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加などの多様な要因により、医療などにかかる費用額(病院などでの診察や入院、調剤などの費用額。以降「費用額」とする。)は年々増加しています。



26年度の費用額でみると、23年度（3年前）と比べて1億6390万円増加し、平均加入者数を基に算出した1人当たりの費用額も同様に約5万5千円増加しています。

【費用額の推移】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
費用額	15億3375万円	16億3096万円	16億9248万円	16億9765万円
前年度との比較		+9721万円	+6152万円	+517万円
1人あたりの費用額 (平均加入者数)	33万9701円 (4,515人)	36万5522円 (4,462人)	38万5794円 (4,387人)	39万4345円 (4,305人)
前年度との比較		+2万5821円 (-53人)	+2万272円 (-75人)	+8551円 (-82人)
件数(※)	72,138件	72,529件	73,911件	74,452件
前年度との比較		+391件	+1,382件	+541件

(※)件数…保険者(町)に対して、医療機関や薬局が被保険者毎に月単位で作成する診療・調剤の請求書や療養費の支給申請の年間件数

上記の費用額に対して、国民健康保険が負担した保険給付費は以下のとおりです。

費用額の増加に伴い、保険給付費も年々増加しています。26年度は23年度（3年前）と比較して、1億3050万円も増加しています。

【医療費に対する保険給付費の推移】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保険給付費	11億1329万円	11億8397万円	12億3281万円	12億4379万円
前年度との比較		+4884万円	+7068万円	+1098万円

保険給付費の増加により、国民健康保険の財政運営は大変厳しい状況にあります。保険給付費の抑制を図っていくことは、今後の国民健康保険の安定的な運営につながりますので、医療費の抑制にぜひご協力をお願いいたします。

医療費抑制のために皆さんにご協力いただきたいこと

「かかりつけ医」や

「かかりつけ薬局」をもちましょう

日常的な病気の治療や相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」を持つことが大切です。病歴や健康状態を常に把握する「かかりつけ医」をもつことで健康管理に関する適切なアドバイスを受けることができます。また、「かかりつけ薬局」をもつことで複数の医療機関で処方される薬が重複していないか、危険な飲み合わせはないかなどのチェックができます。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師に相談された上で、ジェネリック医薬品への切り替えが可能であれば積極的に活用しましょう。



重複受診はやめましょう

同じ病気、同じ症状で複数の医療機関を受診すると、検査料や薬などの費用が重複してかかり、医療費の増加につながります。また、それぞれの医療機関で適切な用量・用法の薬を処方しているため、それらを重複して服用されると体に悪影響を及ぼす可能性があります。

特定健診を受診しましょう

糖尿病などの生活習慣病は症状が進んでいてもほとんど自覚症状がありません。重症化した場合、通院や入院で多額の治療費を負担しなければならなくなります。毎年40歳から74歳までの人を対象に、生活習慣病の早期発見や予防に役立つ特定健診を実施しています。一年に一回は特定健診を受診してご自身の健康状態を確認しましょう。特定健診の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人は、生活習慣を見直すための特定保健指導を無料で利用できます。

整骨院や接骨院を利用する際は事前に確認しましょう

整骨院や接骨院で施術を受ける場合は、保険給付の対象になるものと対象にならないものがありますので、事前に確認をされた上、施術を受けましょう。保険給付の対象にならないものと確認された場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

- ・ 施術を受ける前に、整骨院や接骨院の施術者に負傷原因（いつ、どこで、何をして、どのような症状かなど）の詳細を十分説明してください。
- ・ 長期間施術を受けているにもかかわらず症状が改善されない場合は、外傷性の要因ではなく病気などの要因も考えられますので医師による診断を受けましょう。

○ … 保険が適用されるもの

- ・ 骨折・脱臼の施術（応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意がある場合のみ）
 - ・ 外傷性のねんざ・打撲・挫傷（肉離れなど）
- ※ただし、上記のうち病院や診療所で同じ負傷の治療を同一月に受けた場合は、保険給付の対象になりませんのでご注意ください。

× … 保険が適用されないもの

- ・ 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ・ 仕事やスポーツなどによる筋肉疲労や筋肉痛
- ・ 病気（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど）が原因の痛みや肩こり
- ・ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ・ 症状の改善がみられない長期の施術
- ・ 労災保険が適用される工作中や通勤途中に起きた負傷